

岬町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例 (平成31年岬町条例第4号)を制定し 平成31年(2019年)4月1日から施行します。

太陽光発電施設の設置には 事業計画の届出が義務付けられました

※ 設置工事に着手する日の60日前までに、当町との事前協議及び周辺関係者へ説明の上、事業計画の届出を行う必要があります。

届出の対象となる施設は 出力の合計が10kW以上の施設※

※ 建築物の屋根等に設置するものを除きます。

岬町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の概要

1. 目的

太陽光発電施設が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と当町の良好な環境の保全に寄与することを目的とするものです。

2. 事業者の責務

事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、太陽光発電事業と地域との共生を図るために当町が行う必要な措置に協力しなければならないこととします。

3. 抑制区域の指定(特に配慮が必要と認められる区域の指定)

災害の防止、良好な自然環境等の保全又は太陽光発電施設の地域と共生のため、太陽光発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定しています。

- | | | | |
|-------------------------------|-------------|---------------|------|
| ・地すべり防止区域 | ・急傾斜地崩壊危険区域 | | |
| ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 | ・府立自然公園 | ・鳥獣保護区 | ・保安林 |
| ・河川区域、河川保全区域 | ・砂防指定地 | ・埋蔵文化財を包蔵する土地 | |
| ・第一種低層住居専用地域(現に認定を受けている施設は除く) | | | |
| ・市街化調整区域に所在する農地(現況地目が田及び畑に限る) | | | |
| ・重要文化財が所在する土地及びその隣接する土地 | | | |
| ・大阪府指定文化財が所在する土地及びその隣接する土地 | | | など |

4. 太陽光発電施設の設置等に関する基準(施設基準)

- (1) 周辺地域の景観との調和及び事業区域内の環境の保全に関する事項
- (2) 設置に係る防災上の措置に関する事項
- (3) 安全性の確保に関する事項
- (4) 廃止後において行う措置に関する事項
- (5) その他特に必要と認められる事項

※ 上記以外にも、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電) 資源エネルギー庁」の基準をご確認下さい。

5. 事前協議

事業計画の届出の前に、当町に具体的計画を説明し、**事前に協議**する必要があります。その際、当町は必要な助言及び指導を行うことができます。

6. 周辺関係者への説明

事業計画の届出の前に、以下のすべての**周辺関係者への説明**が必要です。また、届出の際に説明結果を提出する必要があります。

- (1) 事業区域に隣接する土地並びにその土地に存する建築物の所有者、管理者及び占有者
- (2) 太陽光発電施設から生じる太陽光の反射光又は当該反射光から生じる熱により生活環境に影響を受ける範囲の土地並びに建築物の所有者、管理者及び占有者
- (3) その他太陽光発電事業に伴って生活環境に一定の影響を受けるおそれのあるものとして町長が認めるもの

7. 報告の徴取等

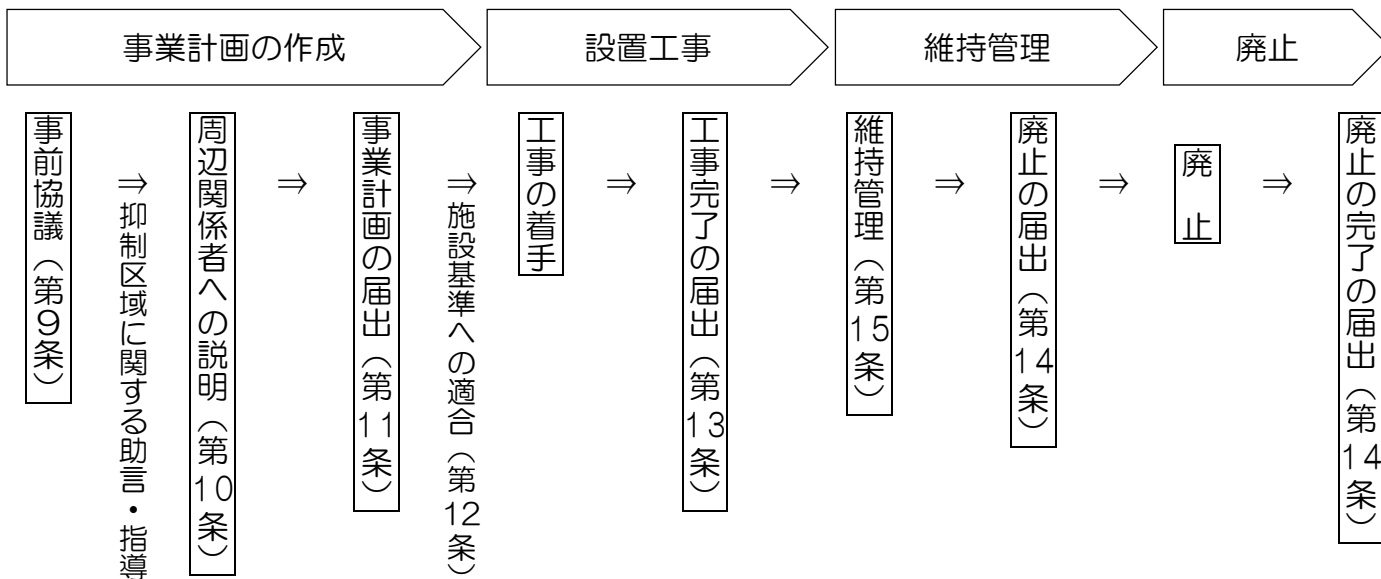
報告の徴取 この条例の施行に関し必要な報告又は資料の提出を事業者に対して求めることができます。

立入調査 事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査等ができます。

指導、助言、勧告 事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができます。事業区域外に被害を与えるおそれがあるときなどは、勧告することができます。

事業者情報等の公表 上記の勧告に正当な理由なく勧告に従わない場合は、公表することができます。

8. 設置工事等の届出等の標準的な流れ



9. 届出の提出窓口及び相談窓口



都市整備部 建築課 建築係

電話番号：072-492-2746（直通）

〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日2000番地の1

執務時間：午前9時～午後5時30分 閉庁日：土・日・祝祭日・年末年始